

南あわじ市 平成 23 年度 事務事業評価シート  新規  継続

( 運営用 )

## 基本事項

		整理番号	590
事業名	清掃センター管理運営費	予算科目	会計 一般会計・1 款 衛生費・4款 項 清掃費・2項 目 清掃センター管理運営費・3目
担当部課名	市民生活部 生活環境課		
電話	0799-42-1356		
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	安らぎづくり_元気あふれ_住んで快適なまちづくり_	
	まちづくりの目標	子どもを産みたい_育てたいまち【子育て】	
	施策目標	ゴミのない清潔感あふれる安らぎの住環境をつくる	

## Plan (計画、事業内容、事業背景)

施設 の 概 要	設置目的	対象(誰を・どのような状況の人を) 旧西淡町、旧三原町及び旧南淡町地区で発生した焼却可能な一般廃棄物		
	意図(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入)	昭和60年代は高度成長期であり、各町とも人口増やごみ量の増量が予想され、これらに対応するため旧3町が、ごみ処理の効率化及び経費の節減になるよう一部事務組合を立ち上げ施設の管理運営を行い、生活環境保全上の支障が出ないように適切に一般廃棄物の処理を行うことを目的とする。		
	施設内容	(敷地面積、延床面積、構造、収容人数、駐車台数、付属施設など)		
		施設名称	清掃センター	
		所在地	南あわじ市八木寺内1720番2号	
		設置年度	昭和 62 年度	
	稼働状況	(施設の利用状況、稼働状況) 下記開館時間に搬入受付をしている。ただし、祝祭日及び12月31日は午前中のみ受付となっている。焼却設備等の稼働時間は、午前6時から午後10時までの16時間運転を基本に、繁忙期及び施設修繕工事時期に、17時間運転及び24時間運転を行っている。焼却により発生した焼却灰及びばいじんは、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックス計画)で埋立処分している。 平成22年度の一般廃棄物焼却処理実績は11833.5tで、平成18年度実績の13339.1tをピークに人口減の影響もあるが、分別収集の啓発等によるごみの減量化及びリサイクル等の推進により年々減少している。		
	施設設置根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び第6条の2		
	開館時間	午前 8 時 30 分 ~ 午後 4 時 30 分		
	休館日	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 土曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 祝祭日 (その他) 1月1日から1月3日まで		
運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託(施設設備保守管理等は下の管理方法に記入)	委託団体	(1) (2)	
		委託内容	(1) (2)	

## Do (管理状況、使用料、投入資源等)

		(委託業種、作業内容、設備・備品内容、修繕内容など)				
管理方法	<p>直営で運営を行っている。供用開始から24年目を迎えており、施設の老朽化がいたる所に出てきている。焼却炉内の耐火煉瓦等の耐火物は消耗品であり適宜積替え補修をしているが、そのほかの機器類は耐用年数を経過したものが大半を占めており、予算の範囲内で修繕を行っているが、経年劣化による突発的な故障等が徐々に増えてきており、稼働を停止せざるを得ない日もでてきている。</p> <p>平成23年度から、施設利用者及び車両等の事故防止の観点から、ごみピット前プラットホームに分別作業兼安全誘導員として1日5時間勤務のシルバー員1名を配置している。</p>					
	<p>施設管理従事職員 市職員 6 人 臨時・委託職員 5 人 合計 11 人</p>					
使用料等	<p><b>受益者負担について</b>(料金体系、根拠法令など)</p> <p>南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例 第2条            一般廃棄物直接搬入の場合(可燃物) 100円/10kg            一般廃棄物のうち農海産物の可燃物 160円/10kg            近年は持込みごみ量が微量であるが減少傾向である。</p>					
	<p><b>減免措置</b>(減免内容、根拠法令など)</p> <p>南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例 第3条(手数料の減免)            南あわじ市清掃奉仕活動ごみ処理料取扱要綱(手数料の免除)</p>					
資源配分 (インプット)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	直接事業費 (千円)	163,355	146,588	137,162	205,648	151,378
	賃金他(臨時職員等)	7,328	7,514	13,211	13,705	13,809
	事務費	1,828	1,976	2,067	2,429	2,299
	維持費	10,846	12,557	12,111	14,332	13,673
	修繕費	2,407	4,655	3,752	3,450	3,400
	工事費	80,656	72,954	60,659	119,000	64,000
	ごみ処理費	60,290	46,932	45,362	52,732	54,197
	財源 (千円)					
	国					
	県					
	起債					
	その他	41,842	43,564	40,753	38,673	39,673
	一般財源[A]	121,513	103,024	96,409	166,975	111,705
	人件費(正規職員)[B](千円)	0	0	0	0	0
	平均人件費(1日当り)	27.9	28.2	27.4	26.8	26.8
事業量1(事業に要した日数)						
事業量2(事業に要した人数)						
<b>年間経費([A]+[B])</b>	<b>121,513</b>	<b>103,024</b>	<b>96,409</b>	<b>166,975</b>	<b>111,705</b>	
経費に関する補足説明	<p>平成20～21年度は臨時職員2人・パート員1人。平成22年度から臨時職員4人・パート員1人。所長(正職員)は衛生センターと兼務職。(正職員数は、平成20年度、21年度は8人。平成22年度からは6人。)</p> <p>大阪湾フェニックス負担金を除く。</p> <p>平成22年度まで決算額。平成23～24年度は当初予算額。</p>					

## Check (事業の自己評価・一次評価)

設置目的達成度	(達成度の分析、問題点・課題などを記入。) ごみ処理事業の効率化を図るため旧3町が昭和62年4月に三原郡衛生一部事務組合「清掃センター」を建設し、共同でごみ処理行政に取り組んできた。 平成10～11年度には、ダイオキシン特措法に基づき、高度排ガス処理設備工事をし、生活環境の保全に努めている。しかし、施設の経年劣化やごみ質の変化により各機器への負荷が高くなってきている。本施設で焼却処理したごみの量は、平成20年度が12,564 tで、平成21年度11,422 tに対し、平成22年度の実績が10,856 tと1年間で5%減少している。焼却処理するごみの削減は、設備機器類への負担を軽減に繋がるため、リサイクル率及びごみの減量化について達成度は向上している。 平成23年度において、本施設の老朽化に対応するため可燃ごみ処理の広域化を推進した。その結果、平成26年4月を目標に、洲本市・南あわじ市衛生事務組合で運営している「やまなみ苑」において、南あわじ市及び洲本市全域を統合処理することで進めている。	自己評価 (5点評価)	4
	(施設の効率性・コストの分析、問題点・課題などを記入。) 維持管理に係る修繕工事は、毎年の調査により予算の範囲内で緊急性を要するところから順次実施している。効率性をごみ処理能力の面から見ると、職員の熟練により1日あたり処理量は設置当初より向上しているが、設備等の経年劣化により施設全体の能力が落ちてきている。耐用年数を考慮すると基幹的改修が必要な時期に来ている。施設維持管理費の内、工事にかかる経費は、平成20年度が80,656千円、平成21年度72,954千円、平成22年度においては60,659千円と抑制を続けてきたが、施設の老朽化対策を余儀なくされているため、平成23年度以降は100,000千円以上が必要となっている。 平成23年度において、100,000千円以上の維持管理にかかる工事費が必要であったが、平成26年4月から「やまなみ苑」に統合することで、格段の経費削減が可能となった。	自己評価 (5点評価)	5
必要性	行政関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低	自己評価 (5点評価)	5
	(公共が設置すべきか、市民ニーズはあるかなどを分析、問題点・課題などを記入。) 一般廃棄物の処分は市の責務であることから、ごみ処理施設の整備が必要である。ただし、ごみの発生状況を調査し、必要な処理施設(焼却、資源化等の中間処理など)を取捨し、市単独での整備又は広域化処理等の検討を進めている。 南あわじ市・洲本市の統合処理を行うまでの期間、ごみ処理施設の適正な管理運営が必要である。また、ごみの減量化や既存施設の有効利用を勘案し、広域処理の計画を進めていかなければならない。		
総合評価	自己評価をふまえた現状分析 建設当初より、地域生活環境保全上の支障がでないように適切に管理運営をしている。 しかしながら、経年劣化により大規模な基幹改修工事を施さなければ今後の施設運営に支障をきたす恐れがあることから、国・県より一般廃棄物処理施設の広域化の指導もあり、ごみ焼却施設の設置は島内で一本化するのが妥当であると考えている。平成23年度淡路広域行政市長会において協議された結果、段階的に兵庫県ごみ処理施設整備基本方針に基づき、南あわじ市と洲本市の施設統合することを決定し、平成26年4月を目標に取り組んでいる。 しかし、ごみ焼却施設を統合する場合、各市で慎重な協議検討が必要であるため、広域化及び施設の統合が決定されるまでの間は、現有施設を適切に維持管理し地域環境美化に努めなければならない。	<div data-bbox="821 1512 1388 2027"> <p>評価グラフ</p> </div>	

## Action &amp; Plan (改善の内容及び次年度以降の計画)

	平成24年度にできる改善・改革	平成25年度以降にできる中期的な改善・改革
今後の方向性とその理由	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 現状維持
	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し (下記の見直し内容にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し (下記の見直し内容にチェック)
	<input type="checkbox"/> 人員配置の見直し <input type="checkbox"/> イベント等の見直し	<input type="checkbox"/> 人員配置の見直し <input type="checkbox"/> イベント等の見直し
	<input type="checkbox"/> 開館時間、休日等の見直し <input type="checkbox"/> 使用料の見直し	<input type="checkbox"/> 開館時間、休日等の見直し <input type="checkbox"/> 使用料の見直し
	<input type="checkbox"/> 指定管理者委託 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 指定管理者委託 <input type="checkbox"/> 民間譲渡
	<input checked="" type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> その他
	建設後24年が経過しており、施設の経年劣化により、施設の基幹的改修工事を実施しなければ運転に支障が生じる恐れがある。施設整備を計画するにあたり、国・県は広域化を推進しており、「兵庫県ごみ処理広域化計画」にも環境保全対策やコスト削減等の観点から計画に基づく広域化が望ましいとの方針が示されている。しかし、現時点では、施設統合は住民等の理解が難しく、現施設の修繕等による維持管理を余儀なくされている。	淡路島3市によるごみ処理施設の統合を早期に進めるべきである。
(で見直しの場合記入) 具体的な改善方法	島内他市のごみ焼却施設においても建設から10年以上が経過し、年々修繕費等の維持経費が増加している。また、島内人口の減少もあり現在の規模のごみ焼却施設を各自治体で維持運営するより、国・県の指導を踏まえ、ごみ処理事業の効率化及び維持管理経費の節減を図るため統合計画等を推進する。	同左
見直しにより期待される効果	ごみ処理施設の統合により、人件費をはじめ経費の削減と管理運営の効率化が期待できる。また、将来必要となる新たな施設建設(大規模改修含む)に関しても、建設経費及び維持経費の軽減ができると推測される。	同左
(現状維持の場合も記入) 廃止・委託の影響	<b>仮に</b> 施設を廃止した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面) 一般廃棄物を処分するのは自治体の責務であり、現施設を廃止する場合は別の焼却施設等を確保しなければならない。	
	<b>仮に</b> 外部委託した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面) 現施設を民間等に委託した場合、維持管理費等の減が見込める。 しかし、基幹改修が必要な時期がきているため、大規模改修工事を実施後でなければ委託の受けてが見込めないと思われる。	